



佐賀県公報

平成16年
5月19日
(水曜日)

号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

公 告

○鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更する案の総覧

(頁597～605) 推選課 1

○ 〃 〃 (〃 〃) 1

○都市計画の変更に伴う臨海区域の写しの総覧 (〃 〃) 11

選挙管理委員会事務

○選挙管理委員会招集 (中 示・一九) 11

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり総覧に供します。

なお、鳥栖市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年5月19日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画道路 3・3・103号 久留米甘木線

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 鳥栖市姫方町字塚坂、障子田、甘草及び百々田並びに幡崎

町字幡崎、前田、牛相、藤ヶ瀬及び平田

削除する部分 鳥栖市姫方町字塚坂、岸下、本川及び池の上

3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 鳥栖土木事務所

(3) 鳥栖市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年5月19日から平成16年6月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鳥栖基山都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり総覧に供します。

なお、鳥栖市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年5月19日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画道路 3・4・104号 飯田蔵上線

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 鳥栖市飯田町字中の坪、重田及び川巡、姫方町字川原田及

び牟田、原町字牟田及び下原並びに曾根崎町字ウグメ田、遠

島及び原口

3 縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 鳥栖土木事務所

(3) 鳥栖市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年5月19日から平成16年6月2日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年 5月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川副都市計画公園 4・4・1 佐野記念公園
- 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十九号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十六年五月十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 日時 平成十六年五月二十一日 午後一時三十分
- 二 場所 選挙管理委員会室
- 三 議題
 - (一) 市町村選挙の結果について
 - (二) その他

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年五月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)